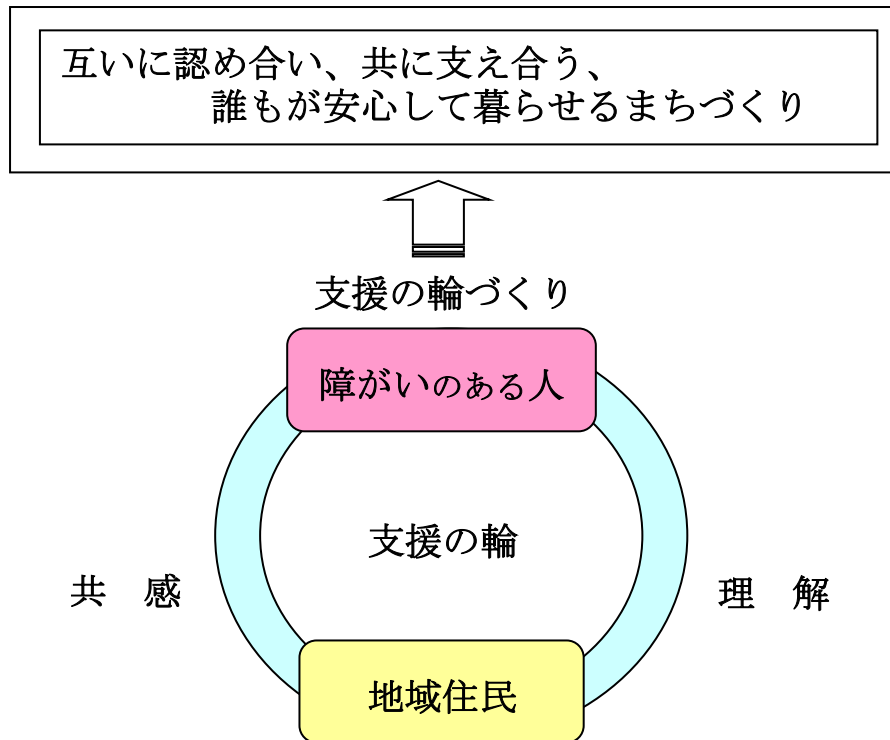


第5章

計画の基本構想

1. 基本理念

「糸島市障害者計画（支援の輪プランいとしま）」における基本理念を継承し、障がいのある人もない人もお互いの個性を認め合い、補い合い、共に支えあうことにより、障害福祉サービス等の支援を受けながら地域で自立し、安心して暮らせるまちを目指します。



2. 基本方針

(1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援*の推進

地域共生社会の実現のためには、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮する必要があります。障がいのある人等が、本人の意思に基づき必要とする障害福祉サービス等を受け、自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を図ります。

また、障害のある人等の権利擁護について、成年後見制度*を利用することが有用であると認められる障がいのある人等に対し、支援を行うとともに当該制度の利用を促進します。

(2) 課題に応じたサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設入所または病院への入院（以下「入所等」という。）から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労移行などの課題に対応したサービス提供体制の整備が必要です。特に、入所等から地域生活への移行については、地域での暮らしを継続できるよう、個々のニーズに応じた障害福祉サービス等が提供される体制整備が必要です。また、地域生活に対する安心感を担保するための地域生活支援拠点等の整備など、障がいのある人等やその家族の緊急時の迅速な相談支援や一人暮らし等への移行をしやすくする体制の整備が求められます。

精神病床から地域生活への移行にあたっては、医療、福祉、住まい、就労、地域の支え合いなどが包括的に確保された体制である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を進める必要があります。

(3) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援体制の確保

障がいのある児童の健やかな育成の支援のため、障害種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、児童のライフステージに沿って、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を目指します。

加えて、日常生活を送るにあたり医療的ケアを必要とする児童が必要な支援を円滑に受けられる体制の構築が必要です。

(4) 障がいのある人等の社会参加を支える取組の推進

障がいのある人等の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人等の多様なニーズを踏まえ、情報伝達手段の確保のため、情報提供方法の多様化や手話通訳者の派遣などを実施する必要があります。

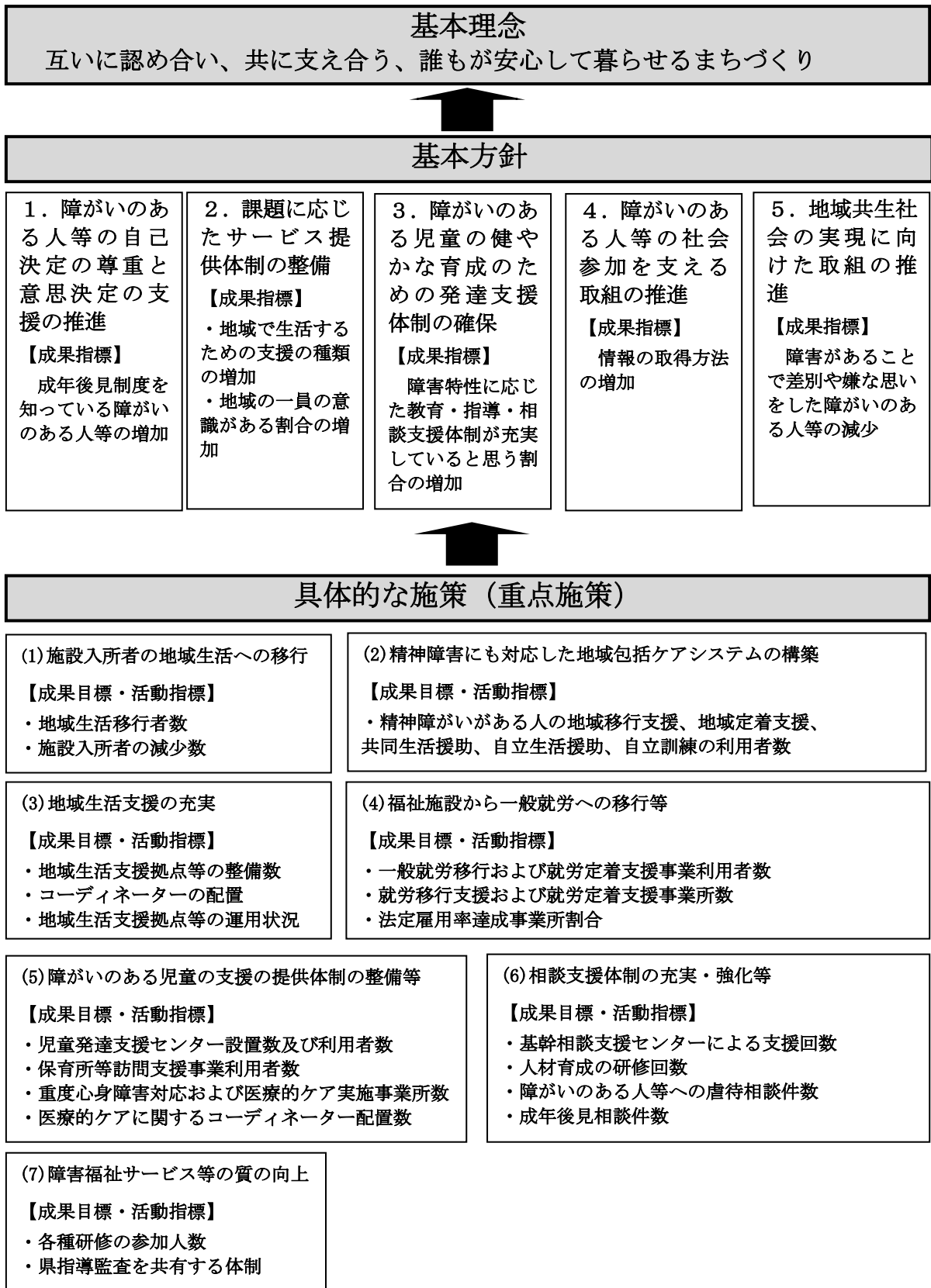
また、障がいのある人等が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の活動に参加する機会の確保や障がい者スポーツ大会等を通じて、障がいのある人等の個性や能力の発揮

の機会および社会参加の促進を図ります。

(5) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

障がいのある人等が、日常生活または社会生活を営むための支援は、すべての人が障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念に基づくものでなければなりません。障がいのある人等が可能な限り、どこで生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において共生することが妨げられないよう地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

3. 施策の体系



4. 重点施策

■成果目標および活動指標について

国の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針及び第4章の前計画の評価と課題を踏まえ、重点施策として、本計画が終了する令和8年度末における成果目標および活動指標（以下「成果目標等」という。）を設定するものです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 国の基本指針に定める令和8年度末の成果目標等

- ・地域生活移行者数：令和4年度末施設入所者数の6.0%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5.0%以上の削減

② 本市における令和8年度末の成果目標等

項目	成果目標等	備考
地域生活移行者数	令和4年度末施設入所者数の6.0%以上（8人以上）	
施設入所者の減少数	令和4年度末施設入所者数の0.7%（1人）	

※令和4年度末施設入所者数 134人

※令和5年9月30日時点での入所待機者数 22人

【成果目標等の設定】

国の基本指針に基づき、地域生活移行者数は、令和4年度末の施設入所者数の6.0%以上（8人以上）とします。地域への理解を図りつつ、本人の心身の状態や意思、家族の状況を踏まえ、グループホーム等への地域生活移行への支援を促進します。

令和5年9月30日時点で施設入所待機者数が22人います。また、令和5年5月に実施した福祉に関するアンケートの「将来どのように生活したいか」の設問では、47.5%が「今のまま生活したい」、26.5%が「家族と一緒に生活したい」との結果でした。以上から、施設入所者数の減少数は、国の基本指針に定める割合について、本計画での設定は難しく、前計画期間中の実績と同数の1人（0.7%減）とします。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 国の基本指針に定める令和8年度末の成果目標等

- ・精神障がいがある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6ヶ月後84.5%以上、1年後91.0%以上

※都道府県単位の成果目標です

② 本市における令和8年度末の成果目標等

項目	成果目標等	備考
精神障がいがある人の自立生活援助利用者数	4人	令和5年3月末 0人
精神障がいがある人の共同生活援助利用者数	61人	令和5年3月末 51人
精神障がいがある人の地域移行支援利用者数	4人	令和5年3月末 0人
精神障がいがある人の地域定着支援利用者数	4人	令和5年3月末 0人
自立支援協議会精神専門部会の開催	4回	令和5年3月末 4回

【成果目標等の設定】

精神障害（発達障害および高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていくにあたり、精神障がいがある人の地域生活への移行を推進するため、自立支援協議会精神専門部会にて保健・医療及び福祉関係者の連携を図り、支援体制を強化します。

また、関係機関との連携の下、精神病床からの退院移行支援を円滑に行い、精神障がいがある人の自立した生活を支援し、成果目標等の達成を目指します。

地域移行支援、地域定着支援の成果目標等については、これまでの実績と上記の取組を考慮し、4人に設定しています。

(3) 地域生活支援の充実

① 国の基本指針に定める令和8年度末の成果目標等

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）
- ・地域生活支援拠点等コーディネーター*の配置
- ・地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置や支援ネットワーク等体制整備
- ・年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
- ・各市町村において強度行動障がい*がある人に関し、その状況や支援ニーズを把握し地域の関係機関が連携した支援体制の整備

② 本市における令和8年度末の成果目標等

項目	成果目標等	備考
地域生活支援拠点等数	機能ごとに 1か所	面的整備型
地域生活支援拠点等コーディネーターの 配置	1名	
運用状況の検証及び検討回数	1回/年	
強度行動障がいがある人の状況や支援 ニーズの把握および支援体制	整備	

【成果目標等の設定】

障がいのある人の重度化・高齢化に伴い「親亡きあと」を見据えた取組が必要となります。

本市では、圏域の都合上、単独での面的整備型を維持しながらも、自立支援協議会において、地域課題および多機能拠点整備型の整備やコーディネーターの役割等の検討を行い、令和8年度末までにコーディネーターの配置を目指します。

また、強度行動障がいがある人について、障害区分認定調査結果および基幹相談支援センターを中心に令和8年度末までの支援ニーズの把握、支援体制の整備に取り組みます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の基本指針に定める令和8年度末の目標値

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
うち就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型：令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

② 本市における令和8年度末の成果目標等

項目	成果目標等	備考
一般就労移行者数	14人	令和3年度実績(10人)の1.4倍
うち就労移行支援事業利用者数	10人	令和3年度実績(8人)の1.31倍
うち就労継続支援A型事業利用者数	3人	令和3年度実績(2人)の1.29倍
うち就労継続支援B型事業利用者数	1人	令和3年度実績(0人)の1.28倍
就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所	1事業所	本市は1事業所のみ
就労定着支援事業利用者数	23人	令和3年度実績(19人)の1.21倍
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	1事業所	本市は1事業所のみ
法定雇用率*達成事業所割合(市内事業所)	70.0%	令和4年6月1現在 63.6% (従業員数43.5人以上)

【成果目標等の設定】

令和8年度末の一般就労への移行者数の目標値を、令和3年度末実績の1.28倍以上の1.4倍としています。本市の令和3年度末の実績は10人であるため、令和8年度末の目標値を14人とします。

一般就労への移行者数の増加に向け、就労移行支援事業および就労継続支援事業利用者から一般就労に移行する人の目標値を定め、福祉から一般就労への移行を一体的に推進します。

障がいのある人の法定雇用率は、令和6年度および令和7年度は2.5%（従業員数40人以上対象）、令和8年度には2.7%（従業員数37.5人以上対象）へ改正されます。市内事業所における障がいのある人の雇用を促進するため、法定雇用率達成事業所の割合を設定し、周知啓発を行い、今後も障がいのある人が、障害福祉サービス等を利用して、就労への繋がりを促進します。

また、事業主に対して、就労定着支援サービスの理解の促進および障害者雇用支援専門員による当該サービス終了後の就労継続への啓発を行います。

(5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等

① 国の基本指針に定める令和8年度末の目標値

- ・児童発達支援センターを少なくとも1か所設置
- ・障がいのある児童の地域社会への参加、包容（インクルージョン※）の推進体制構築
- ・重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所を1か所以上確保
- ・重症心身障がいのある児童を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保
- ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場
- ・医療的ケア児等に関するコーディネーター配置

② 本市における令和8年度末の成果目標等

項目	成果目標等	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	令和7年度末までに設置
保育所等訪問支援事業利用者のべ人数	100人	※令和7年度末時点
主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所数	4か所	令和4年度末時点 2か所
主に重症心身障がいのある児童を支援する放課後等デイサービス事業所数	4か所	令和4年度末時点 2か所
医療的ケアを必要とする児童の支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	1か所	令和4年度末時点 0か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2名以上	令和4年度末時点 1名

【成果目標等の設定】

障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進および障がいのある児童への支援ニーズの高まりに対応するため、令和7年度末までに児童発達支援センターを設置します。また、医療的ケアが必要な児童等を支援する事業所数を増やすよう働きかけるとともに、関係機関と継続的に協議できる場として、自立支援協議会にて、連携を推進します。医療的ケア児等に関するコーディネーターの増員については、計画的に増員し、2名以上の配置を目指します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の基本指針に定める令和8年度末の目標値

- 基幹相談支援センターの設置
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
 - ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言回数
 - ・地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
 - ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
 - ・個別事例の支援内容の検証の実施回数
 - ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員*の配置数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善
 - ・協議会における相談支援事業所参画による事例検討実施回数
 - ・参加事業者および機関数
 - ・協議会の専門部会の設置数
 - ・協議会の専門部会の実施回数

② 本市における令和8年度末の成果目標

項目	成果目標等	備考
基幹相談支援センターの設置	1 か所	
各相談支援センターへの指導・助言	随時	
人材育成を目的とした研修の実施	3 回/年	
相談機関との連携強化の取組	随時	
個別事例に係る支援内容の検証	随時	
主任相談支援専門員の配置	1 名	
自立支援協議会専門部会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	6 回/年	
障がいのある人等への虐待相談件数	30 件/年	
成年後見制度相談件数	20 件/年	

【成果目標等の設定】

総合的・専門的な相談支援を行っている障がい者相談支援センターの後方支援を担う、「基幹相談支援センター」を令和6年4月に設置します。

基幹相談支援センターは、地域の相談支援事業所に対し、伴走的支援を行い課題に応じ計画的に研修の機会を提供します。また、自立支援協議会の各専門部会においては、個別事例の検討を定期的に行い、その取組状況については、自立支援協議会で評価します。

障がいのある人等の権利擁護のため、虐待防止および成年後見制度の相談の周知啓発を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

① 国の基本指針に定める令和8年度末の目標

- ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への参加
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ・都道府県が実施する障害福祉サービス等事業者への指導監査結果の共有

② 本市における令和8年度末の成果目標等

項目	成果目標等	備考
障害福祉サービス等に係る各種研修への参加	16人	障害福祉担当職員等
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有	
障害福祉サービス等事業者への県指導監査結果を共有する体制	有	

【成果目標等の設定】

障害福祉サービス等に係る適正な事務のため、担当職員全員が計画的に研修を受講します。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる毎月の事業所からの請求に関する審査結果を精査し、必要に応じ事業所に対して適切な助言をします。

県の事業所指導監査によって把握した課題については、市がサービスの質の向上に向けた新たな取組を検討し、自立支援協議会において、関係機関の意見を聴取します。